

## 越生町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽を設置している者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもののうち、10人槽以下のものをいう。
- (2) 対象区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による事業計画の認可を受けた区域及び越生町農業集落排水事業の排水処理区域を除く越生町全域をいう。
- (3) 対象建物 合併処理浄化槽が設置された建物で、専用住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上であるものに限る。）であって、主に居住の用に供する建物をいう。
- (4) 法定検査 法第7条第1項又は第11条第1項に規定する水質に関する検査をいう。
- (5) 保守点検 法第10条第1項に規定する保守点検をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象区域内に存する対象建物に居住していること。
- (2) 法定検査を受けていること。
- (3) 保守点検を年3回以上行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 法定検査の結果が不適正と判断され改善を行っていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、法定検査及び保守点検に要する

経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請を行う日の前日から過去1年間の法定検査及び保守点検の実績に基づき申請を行うものとする。

- 2 前項の申請は、合併処理浄化槽1基につき毎年度1回とする。
- 3 申請者は、越生町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請日前日から過去1年間に行った法定検査結果書の写し（不適正と判断された場合には、その理由となった事項を改善したことが確認できるもの）及びこれに要した費用が確認できる領収書等の写し

- (2) 申請日前日から過去1年間に支払った保守点検（年3回以上）に要した費用が確認できる領収書等の写し

- (3) その他町長が必要と認めた書類

（補助金交付決定等）

第6条 町長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、越生町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、町長に越生町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書（様式第3号）を提出するものとし、町長は当該請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取消等）

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した金額の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成26年要綱第10号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年要綱第1号）  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。